

標 題 : 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等について
発信番号 : 自治労情報2024第0089号
発信日付 : 2024年5月9日
宛先 (団体) :
宛先 : 各県本部委員長様, 公共民間評議会幹事様, 各県本部公共民間評議会担当者様
送信者 (団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

2024年4月16日に政府は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項、中小企業・小規模事業者向け契約目標などを定める「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定しました。

今年度の基本方針では、中小企業・小規模事業者向け契約目標は、国等全体として引き続き61%、新規中小企業者向け契約目標は、3%以上と設定しています。

また、「物価高に負けない賃上げ」の実現に向け、官公需においても価格転嫁を進めること、令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業者等に対し、受注機会を増やせるよう配慮することなどの措置が盛り込まれています。

これを受け、経済産業省及び総務省からも関係通知が発出され、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うもの等が記載されています。

指定管理職場や委託職場の公共民間単組は、この基本方針等を踏まえ、使用者に対する協議や自治体単組と連携し自治体への要請を行うなど引き続き取り組みを展開していただくようお願いいたします。

添付ファイル :

令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について.pdf

「『令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針』に準じた措置の実施について」（経産省）.pdf

地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について（総務省）.pdf

労務費に関する閣議決定（昨年比較）と経済産業省・総務省自治行政局長の通知（新設部分）.pdf